

議案第 17 号

松阪市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

松阪市固定資産評価審査委員会条例（平成 17 年松阪市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 2 月 19 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

松阪市固定資産評価審査委員会条例（平成 17 年松阪市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。